

亀岡市地域福祉計画 (骨子)

2023年8月

亀 岡 市

目次

第1章 計画見直しにあたって.....	1
1 計画見直しの目的.....	1
2 計画の位置づけと他計画との関係.....	2
3 計画の期間.....	3
4 国や府の動向.....	3
5 地域福祉に関わる動向.....	3
第2章 本市を取り巻く環境.....	4
1 本市における現状.....	4
2 アンケート調査から見た状況.....	4
3 計画の中間評価.....	5
4 課題のまとめ.....	5
5 ライフステージごとに抱える「課題」や「問題」.....	5
第3章 計画の基本的な考え方.....	6
1 基本理念.....	6
2 計画の基本目標.....	7
3 プログラムの体系.....	7
第4章 プログラムの展開.....	9
基本目標1.....	9
基本目標2.....	10
基本目標3.....	10
第5章 重層的支援体制整備事業実施計画.....	11
1 事業の目的.....	11
2 事業の概要.....	11
第6章 計画の推進に向けて.....	14
1 計画の推進体制.....	14
2 計画の点検・評価.....	14
資料編.....	15
1 基礎資料.....	15
2 地域福祉計画に盛り込むべき事項（抄）.....	15
3 亀岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	15
4 亀岡市地域福祉計画策定委員会 委員名簿.....	15

第1章 計画見直しにあたって

1 計画見直しの目的

地域福祉とは、誰もがさまざまな課題を抱えながらも住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等がお互いに支えあい・助け合いながら課題解決に取り組む考え方です。

亀岡市（以下「本市」という。）では、令和3年3月に「認めあい、支えあい、助け合えるずっと住みたい笑顔のまちづくり」を基本理念として、「第3期亀岡市地域福祉計画」を策定し、地域ネットワークの強化や相談窓口の充実等、地域福祉課題の解決に向けた取り組みを進めてきました。

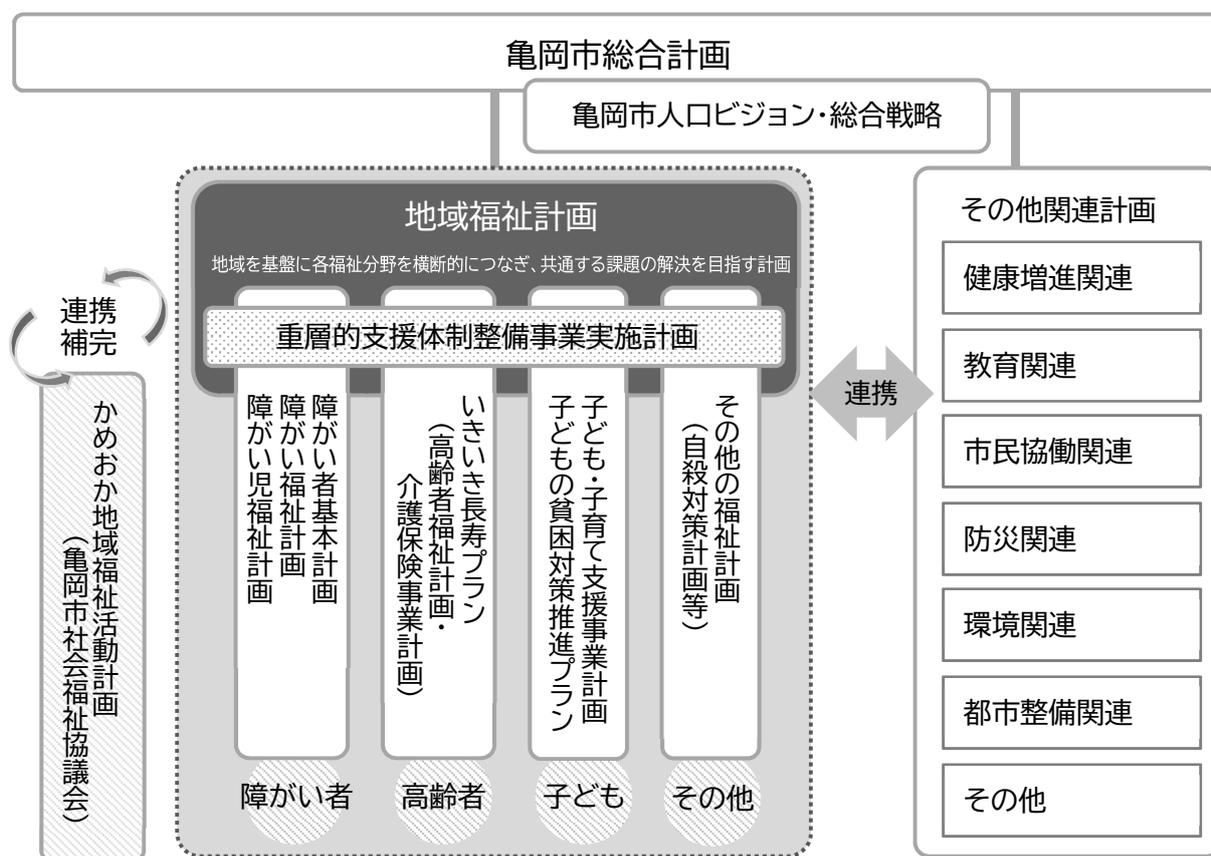
一方で全国的に少子高齢化や核家族化が進行する中で、価値観・ライフスタイルの多様化など、社会を取り巻く環境が急速に変化しており、地域で複雑・複合的な課題を抱える人が増加してきています。本市においても例外ではなく、そのため令和6年度より、包括的な支援体制を構築し、地域住民の複雑・複合的な支援ニーズに対応する重層的支援体制整備事業を本格的に実施します。

本計画では、地域のつながりや関係機関との連携により地域福祉課題に対して長期的、継続的な支援を実現し、誰もが安心して暮らしていける地域づくりのため、第3期地域福祉計画の中間見直しを行います。

2 計画の位置づけと他計画との関係

本計画は、社会福祉法第 107 条に定められた「市町村地域福祉計画」として策定するものであり、「第 5 次亀岡市総合計画」を上位計画とし、障がい者福祉、高齢者福祉、児童福祉等の各計画との整合性を図るとともに、地域を基盤として、各福祉分野を横断的につなぎ、共通する課題の解決を目指す計画として位置づけています。また、市民主体の地域福祉活動を実践するために社会福祉協議会が策定する「かめおか地域福祉活動計画」や福祉以外の分野における諸計画とも連携し、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みとして、地域福祉の推進を図ります。

◆地域福祉計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画は令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とし、令和5年度に中間年としての見直しを実施します。

4 国や府の動向

(1) 地域共生社会の実現に向けて

(2) 地域福祉計画の充実について

(3) 「重層的支援体制整備事業」の実施について

令和2年、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律により社会福祉法の一部が改正され、令和3年4月には重層的支援体制整備事業が新たに創設されました。この事業は、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施することにより、重層的なセーフティネットを構築するものであり、市町村においてその実施が求められています。

(4) 京都府の動き

※令和6年（2024年）3月に改定予定

近年のトレンドを踏まえて掲載を検討
※前回計画の内容を記載

5 地域福祉に関わる動向

(1) 生活困窮者自立支援

(2) 介護保険・高齢者福祉

(3) 障がい者福祉

(4) 児童福祉・子ども・子育て支援

(5) 保健・健康づくり

(6) 人権三法

~~(7) 持続可能な開発目標（SDGs）~~

近年のトレンドを踏まえて掲載を検討
※前回計画の内容を記載

第2章 本市を取り巻く環境

1 本市における現状

- (1) 人口の状況
- (2) 人口の変化要因
- (3) これからの人口構造の変化
- (4) 世帯の状況
- (5) 支援を必要とする人の状況
- (6) 地域福祉活動の状況
- (7) セーフコミュニティとセーフスクールの取り組み

統計資料を掲載
※前回計画の内容を記載

2 アンケート調査から見た状況

(1) 各種アンケート調査

地域福祉計画の見直しにあたり、まずは地域の課題や取り組みなどを把握するため、地域の実情に詳しい市内の民生委員・児童委員、自治会役員及び地域福祉に関する活動をしている事業所や団体へアンケート調査を実施しました。

アンケート調査概要		
調査対象	民生委員・児童委員 自治会役員	活動団体
対象者数（配布数）	498 件	57 件
有効回収数		
有効回収率		
調査期間	配布開始：令和5年7月21日 回収終了：令和5年8月11日	
調査方法	郵送による配布・回収	

(2)グループワーク(策定委員会内で実施)

(3)市民の意見まとめ

3 計画の中間評価

- (1) 成果指標による計画の評価まとめ
- (2) 基本目標1 誰もが安心して暮らしていける身近なコミュニティづくり
- (3) 基本目標2 つながりによる福祉の基盤づくり
- (4) 基本目標3 地域課題を解決する支援体制づくり

4 課題のまとめ

- (1) 地域のつながりの強化
- (2) 担い手の育成
- (3) 見えにくい課題の発見と相談支援体制の整備
- (4) 災害時支援体制の強化
- (5) 生活支援体制の充実

統計資料、各種調査、計画の検証から
課題をまとめ、トピックごとに記載
※前回計画の内容を記載

5 ライフステージごとに抱える「課題」や「問題」

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

認めあい、支えあい、助け合える ずっと住みたい笑顔のまちづくり

地域をつくり、コミュニティを築いていくためには「人」が何より重要です。その地域で暮らす誰もが地域の一員として自分らしく暮らしていくためには、支えあいや人のつながりが不可欠となります。地域で暮らす高齢者、障がいのある人、子ども、外国人等がお互いに認めあい、人権を尊重し、ともに生きるまちづくりを進めていくことが必要です。

地域福祉をより進めていくためには、地域で暮らすみんなが担い手となり、ともに地域を育てていくことが重要であり、誰もが住み慣れた地域の中でいつまでも笑顔で暮らし続けることのできるまちづくりを推進するため、支えあいの基盤となる地域づくりや課題を抱える人への支援の充実に向けた取り組みを進めていきます。

地域福祉推進のために本計画で取り組むべき SDGs（持続可能な開発目標）の視点



中間見直しであることから基本理念は変更しない
※前回計画の内容を記載

2 計画の基本目標

※計画の評価や課題を受けて重点的に取り組むべき項目を明らかにしながら、目標の目指すところについて記載

3 プログラムの体系

重点的に取り組むべき項目を体系図の中にわかりやすい形で記載
※前回計画の内容を記載

〈基本目標1〉

誰もが安心して暮らしていける
身近なコミュニティづくり

(1)安心して暮らし続けられる環境づくり

- ①見守り活動の活性化
- ②地域での居場所づくり
- ③生きがいと社会参加の促進

(2)日常生活を支える支援の充実

- ①生活支援サービスの充実
- ②生活困窮者への支援
- ③生活環境の整備

(3)災害時の支えあいの仕組みづくり

- ①防災・減災意識の向上
- ②災害時における要支援者の避難支援体制の整備

〈基本目標2〉

つながりによる福祉の基盤づくり

(1)市民参加による地域福祉の推進

- ①見守り・支えあいの体制の充実
- ②地域のサロン活動等による地域交流の促進
- ③社会福祉協議会による地域福祉の基盤強化
- ④民生委員・児童委員活動への支援

(2)ボランティア・市民活動の推進

- ①地域福祉活動を行う活動団体への支援
- ②ボランティア活動の情報発信
- ③市民協働の促進

(3)新たな担い手の育成

- ①生涯を通じて行う福祉教育の推進
- ②人権意識の醸成と地域福祉への理解促進
- ③人材育成のための活動の充実
- ④活躍できる場の拡大

〈基本目標3〉

地域課題を解決する支援体制づくり

(1) 包括的・重層的
支援体制の構築

- ① 各福祉団体や地域の住民組織との連携
- ② 関係機関の連携強化と情報共有
- ③ 複雑で複合化した課題に対する支援体制の整備
- ④ 庁内連携体制の強化

(2) 相談窓口機能の
充実

- ① 各分野の相談窓口の充実
- ② 身近で分野にとらわれない相談窓口の強化

(3) 権利擁護体制の
充実

- ① 成年後見制度の利用促進
- ② 金銭管理に関するサービスの啓発
- ③ 虐待防止の取り組み

第4章 プログラムの展開

基本目標1

誰もが安心して暮らしていける身近なコミュニティづくり

(1)安心して暮らし続けられる環境づくり

目指す姿

方向性

施策展開

計画の評価や課題を受けて重点的に取り組むべき項目を明らかにしながら、基本目標ごとの具体的な取組について記載
※前回計画の紙面構成を記載

具体的な取り組み

(2)日常生活を支える支援の充実

(3)災害時の支えあいの仕組みづくり

基本目標2

つながりによる福祉の基盤づくり

- (1)市民参加による地域福祉の推進
- (2)ボランティア・市民活動の推進
- (3)新たな担い手の育成

基本目標3

地域課題を解決する支援体制づくり

- (1)包括的・重層的支援体制の構築
- (2)相談窓口機能の充実
- (3)権利擁護体制の充実

第5章 重層的支援体制整備事業実施計画

1 事業の目的

近年、少子高齢化や人口減少が急速に進展し、経済・雇用などの社会構造の変化や個人の価値観の多様化に伴って、地域社会での人と人とのつながりが希薄化しており、高齢者世帯の増加、生活困窮や社会的孤立といった社会問題が生じています。

そういった中で本市においても、「8050問題」に形容されるような複数の課題を抱える世帯が増加傾向にあり、それに伴い市民ニーズも多様化してきています。これらの課題は、高齢、障がい、子ども、生活困窮といった従来の分野別の相談支援体制では対応が困難な場合があり、各支援機関が協働し、これらの支援ニーズを受けとめ、迅速に対応していくことが必要です。

そこで本市では、こうした福祉施策に関する多様な市民ニーズに対応するため、令和2年4月から、複数の課題を抱え、どこに相談すればよいかわからない困りごとに対応する「福祉なんでも相談窓口」を開設しました。相談窓口では、相談件数が開設以降、年々増加しており、中でも単独の支援機関だけでは対応が困難な複合的な課題のある事案についての相談が大幅に増加しています。

さらに、複雑・複合化が進む地域の福祉課題に対応するためには、自ら相談できない人に対して、アウトリーチによる課題のある人の掘り起こしをする必要があり、支援を拒む人についても、将来を見据え、長期間にわたって関係性を築いていく体制を構築する必要があります。加えて、社会とのつながりを作る居場所や交流の場、就労場所も必要となっています。

このように、相談支援体制や福祉サービスの充実に加え、社会とのつながりを回復し、だれもが役割を持ち活躍できる地域づくりを目指して、様々な支援機関が連携し、複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための、重層的支援体制整備事業を実施します。

2 事業の概要

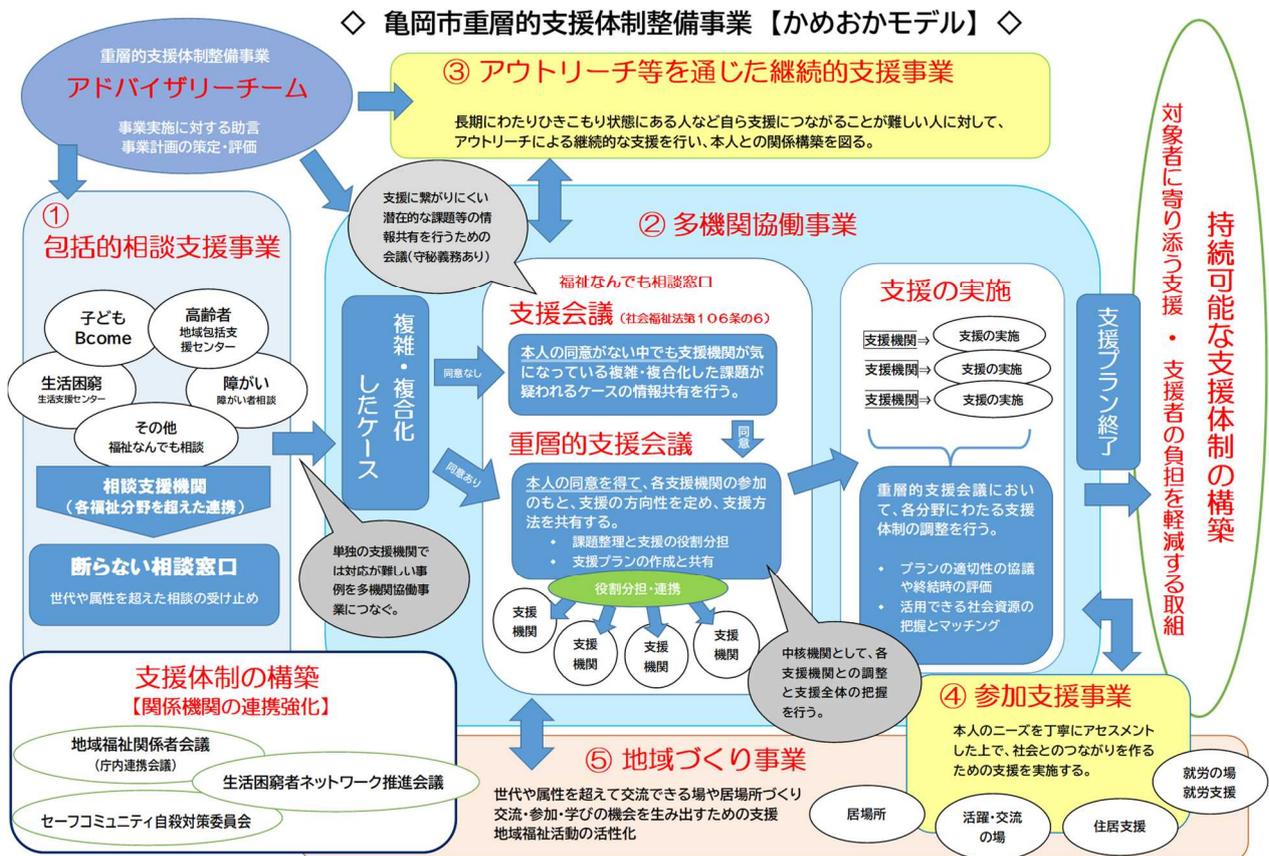
(1) 事業の方向性

重層的支援体制整備事業は、以下の3つの支援を一体的に実施し、包括的な支援体制の構築を推進するものです。

1. 対象者の属性を問わない相談支援
本人や世帯の属性を問わず相談を受けとめ、関係機関全体で支援を進めること
2. 多様な参加支援
本人や世帯の状態に寄り添い、地域の社会資源を活用し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行うこと
3. 地域づくりに向けた支援
地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を行うこと

重層的支援体制整備事業において実施する事業は、以下のようになっています。それぞれの事業は個別に機能するものではなく、一体的に実施することで、従来対応が困難であった複雑・複合化した課題への支援を効果的に行うものです。

3つの支援	事業
1. 対象者の属性を問わない相談支援	包括的相談支援事業 多機関協働事業 ※参加支援事業一部含む アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
2. 多様な参加支援	参加支援事業
3. 地域づくりに向けた支援	地域づくり事業



実施計画策定のガイドラインに基づき記載

【必須記載事項】

- ・相談支援機関、地域づくり事業の拠点等の設置箇所数、設置形態（基本型、統合型、地域型）
- ・参加支援、多機関協働事業、アウトリーチ事業の実施体制（委託の有無を含む実施主体、配置人数など、どのような体制で設置するか）

(2)事業の展開

①包括的相談支援事業

障がい、高齢、子ども、生活困窮などの福祉分野の相談支援機関において、世代や属性を超えた相談の受け止めを行い、支援機関が連携した支援を実施します。

②多機関協働事業

単独の支援機関では対応が難しい複雑・複合化した事例について、多機関の協働による支援を実施するとともに、「福祉なんでも相談窓口」を多機関協働事業の中核機関として位置づけ、「重層的支援会議」を開催して、課題把握や支援機関の役割分担、支援の方向性を定める等の調整を行います。

③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

長期にわたりひきこもり状態にある人など自ら支援につながる人が難しい人に対して、アウトリーチによる継続的な支援を行い、対象者との関係構築を図ります。

④参加支援事業

対象者のニーズを丁寧にアセスメントした上で、地域の社会資源を活用し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

⑤地域づくり事業

各福祉分野で実施されてきた既存の地域づくり事業の取組を活かしつつ、分野を超えた多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことで、世代や属性を超えて交流できる場や居場所、交流・参加・学びの機会づくりなどの地域活動の活性化を図ります。

(3)重層的支援会議の実施方法

実施計画策定のガイドラインに基づき記載

【必須記載事項】

- ・重層的支援会議の実施方法
- ・支援関係機関間の連携に関する事業

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

2 計画の点検・評価

- (1) PDCA サイクルによる見直し
- (2) 成果指標による計画の評価

資料編

1 基礎資料

- (1) 人口状況
- (2) 世帯の状況
- (3) 要支援・要介護認定者の状況
- (4) 未就学児の状況
- (5) 障害者手帳所持者の状況
- (6) 生活困窮者に関連する状況
- (7) ボランティアの状況
- (8) 民生委員・児童委員の活動状況
- (9) 地域福祉活動の状況

2 地域福祉計画に盛り込むべき事項(抄)

3 亀岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱

4 亀岡市地域福祉計画策定委員会 委員名簿